

船橋市立三山小学校 いじめ防止基本方針

令和5年度版

1. 基本理念

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法第二条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止等のための組織について

(1) いじめ防止対策委員会

〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー等
〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解をふかめること。いじめ事案に対する対応に関すること等。
〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画、実施する。

(1) 学校として

- ① 体験活動、自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。

- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ④ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修等で確認する。

(2) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、支援していく。

(3) 学校として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級および通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員による支援体制を確認する。

4. いじめの早期発見に関すること

- (1) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って早い段階からの確に関わりあいをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (2) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- (3) 各家庭に市の電話相談やメール相談の窓口について広く伝える。また学校全体として、家庭と連携し気兼ねなくいじめに対して相談しやすい体制を整える。
- (4) アンケートについて
 - ① アンケート調査
いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるとの認識のもと、定期的なアンケート調査を行う。調査により、いじめが疑われる事案については、速やかに対応する。
- (5) 教育相談を日常的に行っていることを保護者に周知する。また、個人面談や学級懇談会等において、保護者との連携を密にしていじめの早期発見に寄与する。

5. いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のものとで取り組む。

(1) 被害児童への対応

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢のもと、保護者と連絡の上、対応および支援を講じていく。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールソーシャルワーカーおよびスーパーバイザーなどの外部専門家を活用し、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

(2) 加害児童への対応

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携したりして組織的にいじめをやめさせ、かつ再発防止の措置を講じる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを伝え、十分な理解を促す。
- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め対応する。

(3) 周囲の児童への対応

- ① 被害児童および加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級および学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年、全校集会等を行い、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

6. 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

○児童・生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

(2) 重大事態への対処

① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。

② 最悪の状態を想定しながら、速やかに的確に対応する。

③ 重大事態が発生した旨を船橋市教育委員会へ速やかに報告する。

④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処するいじめ防止対策委員会を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。

⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

⑥ いじめをうけた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。アンケートによって得られた情報は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の児童や保護者に説明する等の措置をとる。

⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。

⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告をする。

7. 公表、点検、評価等について

策定したいじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知する。年度ごとにいじめに関しての調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取組を児童、保護者、教職員等で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

8. いじめ問題防止、早期発見に向けた指導計画

月	学校組織として	学校行事等
4月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回生徒指導・いじめ問題対策委員会 スクールカウンセラーの配置 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 始業式 入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生徒指導に関する小学校訪問 生活アンケート 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回生徒指導・いじめ問題対策委員会 いじめアンケート調査・事後指導 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見と防止のための職員研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 各学年校外学習 いじめゼロ集会
10月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 6年修学旅行 避難訓練 前期終業式
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第7回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生徒指導に関する小学校訪問 生活アンケート 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第8回生徒指導・いじめ問題対策委員会 いじめアンケート調査・事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> 1000カ所ミニ集会 冬休み前全校集会
1月	<ul style="list-style-type: none"> 第9回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 校内席書会
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第10回生徒指導・いじめ問題対策委員会 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第11回生徒指導・いじめ問題対策委員会 いじめアンケート調査・事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式 修了式